



市長エッセー No.73

2月中旬から3月初旬の期間は、二十四節気で「雨水」と呼ばれる季節です。「降る雪が雨に変わり、雪解けが始まる頃」という意味があるそうで、ようやく春の気配を感じられる時期に入ります。

さて、茨城県独自の「緊急事態宣言」が今月末までに延長となりました。市民そして事業者の皆さんには、引き続きご負担をおかけすることになりますが、外出自粛要請や営業時短要請などにご協力をお願いいたします。



▲MS&AD ゆにぞんスマイルクラブおよびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から市へ寄付があり、贈呈式を行いました。

また、今回新たに、市独自の基準を設け、飲食事業者だけでなく、小売店などの事業者の皆さんにも協力金を支給し、感染予防対策を支援していくことを決めました。さらに、感染拡大防止に期待されるワクチン接種については、市内に「鹿嶋市新型コロナワクチン接種対策プロジェクトチーム」を発足させ体制を整えたところです。

春の訪れとともに、コロナ収束への希望の光が差すことを願うばかりです。



だより

若者を狙ったSNSきっかけの悪質商法に気をつけろ!!

～若者向け悪質商法被害防止キャンペーン～



就職や進学などで親元を離れ、一人暮らしを始めたばかりの若者が消費者トラブルに遭っています。20歳を過ぎると、未成年者を理由とする契約の取り消しができなくなることも理由の一つです。若者に多いトラブルを把握して、慎重に対応できるよう備えましょう。

<事例>

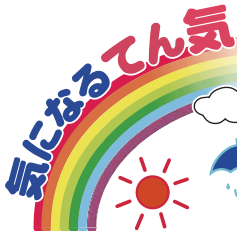
- ①インターネットでお試し価格のサプリメントを注文した。1回きりの購入と思っていたが定期購入が条件であった。
- ②SNSで副業を探していて、「初心者でも簡単に高収入」「短時間で稼げる」という広告を見て申し込んだ。マニュアルデータが送られてきたが複雑な内容でよく分からなかったため、キャンセルを申し出たが拒否され、高額な請求を受けている。

- ③スマートフォンに「アプリの未納金がある。支払わなければ法的措置をとる」との内容がSMS(ショートメッセージサービス)に届いた。身に覚えはなかったが連絡すると「和解したいなら、すぐに電子マネーギフト券を購入し、その番号を連絡するように」と言われ不審に思った。

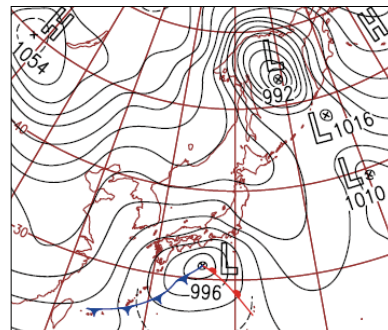
悪質業者は契約の知識と経験が浅い若者を狙っています。「おかしいな」「不安だな」と思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

☎消費生活センター ☎ 85-1320 消費者ホットライン ☎ 188

古川博士の気象コラム



古川 武彦…理学博士。元気象庁予報課長、札幌管区気象台長。退官後に「気象コンパス」を立ち上げ、気象の啓発活動などを行う。



▲「南岸低気圧」(2014年2月8日、気象庁)

らに最低気温がぐんと上昇して春めき、雨も2月の約80ミリから130ミリを越えます。

この時期、西高東低の冬型の気圧配置が緩んで北西

の季節風が弱まると、関東地方の太平洋岸では時おり思わぬ雪となります。

この雪をもたらす低気圧は「南岸低気圧」と呼ばれ、台湾付近で生まれて東に進み、ほぼ24時間後には関東の沖合に達し、鹿島灘の沿岸域では冷たい北東風となります。「南岸低気圧」で鹿嶋でも何度か雪に見舞われました。

北の鉾田が雪、南の神栖や銚子が雨と、鹿嶋が雨雪の境となることもあり、注意が必要です。

今年の「節分」は124年ぶりに1日早く2月2日で、「立春」は3日でした。理由はカレンダーと天文学的な1年との間には約6時間の差があり、その端数の積み重ねが日付のズレにつながった訳です。ちなみに今年の「春分」は3月20日ですが、来年は21日となります。

このところ、日脚も伸び、日差しも強くなってきました。鹿嶋市の最高気温の平年値は、1月は9.2℃、2月は9.5℃で大差はありませんが3月は12.2℃となり、さ